

企業主導型保育事業の開設経費への補助について

(1) 企業主導型保育事業の概要

企業が設置する事業所内保育事業について、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として実施する事業

【本事業のポイント】

- 多様な就労形態に対応した保育サービスの提供が可能
- 従業員枠以外に「地域枠」を設定し、地域の子どもを受け入れる事も可能（利用定員の50%以内）
- 一定の基準を満たす施設については、施設の整備費への補助及び、運営費は国費負担
- 国から認可保育所並みの助成が受けられるため、保育料を認可保育所並みに設定することが可能

企業主導型保育事業の開設を促進するメリット

- 地域枠を設定することにより、待機児童の解消にも寄与
- 職員配置や保育室等の面積などについては、認可施設と同水準の基準を満たすことが求められるため、保育の質も一定確保

(2) 開設経費補助の内容について

国の助成制度

○事業者が企業主導型保育事業を開設するにあたっては、整備費について国から助成
対象経費：整備に必要な工事費（建物の整備と一体的に整備されるもの）に必要な工事費又は
工事請負費及び工事事務費

乳幼児ベッドやオムツ交換台、お散歩車や室内用遊具などをはじめとする、
保育用備品などについては助成の対象外

国の助成の対象とならない経費についても、より良い保育を実施するうえでは必要なものであることから、これらの購入にかかる費用を補助することで、本市での企業主導型の設置を促進

対象者：企業主導型保育事業を開設し、「地域枠」を設定する事業者
対象経費：開設にあたり、国の助成の対象とならない備品等の購入費
※単価1万円未満のものは対象外
助成率：10分の10